

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

平成23年12月
総務省

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税等の課税の特例措置に関する細目を定めるほか、個人住民税及び個人事業税の雑損控除に係る災害関連支出の範囲を拡大する必要があるため、下記の通り改正を行う。

1. 改正内容

【個人住民税】

- 東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例に係る土地の譲渡が困難となった場合及び当該特例による延長後の譲渡期限

東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例に係る土地の譲渡が困難となった場合として、土地の譲渡が困難であると市町村長の承認を受けた場合を定めるほか、当該特例による延長後の譲渡期限として、平成25年12月31日を定める。

- 雑損控除等に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例

住宅、家財等や事業用資産に損失が生じた場合における雑損控除及び雑損失又は被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる「災害関連支出」について、やむを得ない事情により災害がやんだ日から1年超3年以内に支出されるものを追加する。

【個人事業税】

- 被災事業用資産の損失の繰越控除に係る災害関連支出の対象期間の延長の特例

被災事業用資産の損失の繰越控除の特例の対象となる「災害関連支出」について、やむを得ない事情により災害がやんだ日から1年超3年以内に支出されるものを追加する。

【不動産取得税】

- 被災農地に代わる農地に係る特例・警戒区域内農地に代わる農地に係る特例の適用を受ける者の範囲等

被災農地に代わる農地に係る特例・警戒区域内農地に代わる農地に係る特例について、その対象となる者の範囲を、被災農地・警戒区域内の農地の所有者、当該所有者が個人である場合におけるその相続人、当該所有者が個人である場合におけるその者の3親等内の親族、当該所有者が法人である場合における合併法人等とするもの

【固定資産税・都市計画税】

- 津波対策に資する港湾施設等に係る特例の対象となる償却資産

津波対策に資する港湾施設等に係る特例の対象となる対象資産として、護岸等を定める。

- 津波避難施設に係る特例に係る特例の対象となる償却資産

津波避難施設に係る特例に係る特例の対象となる対象資産として、誘導灯等を定める。

2. 施行期日

原則として公布の日